

インフルエンザ経過観察表

学校保健安全法施行規則第19条 第2号インフルエンザ（新型インフルエンザ・鳥インフルエンザ等を除く）の出席停止期間は、『発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日幼児にあっては3日）を経過するまで』とされています。そこで、下記の体温記録表に体温を記入し、発熱の経過を観察してください。出席停止期間を経過しましたら、最下部の枠内に日付と保護者氏名を記入し、学校へ提出してください。

保護者記入欄

磐田市立豊田南中学校 年 組 氏名：

体温記録表（体温を測定して記入し、折れ線グラフを作ってください）

体温	発症日	1日目		2日目		3日目		4日目		5日目		6日目		7日目		8日目		
月日	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
	朝	夕	朝	夕	朝	夕	朝	夕	朝	夕	朝	夕	朝	夕	朝	夕	朝	夕
体温℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
40℃																		
39℃																		
38℃																		
37.5℃																		
37℃																		
36℃																		

この日までは必ずお休みとなります

8日目以降も熱が下がらない場合や気になる症状等がありましたら、かかりつけ医を再受診

※体温は午前と午後の1日2回測定してください。

※発症した日を0日として、そこから5日間（計6日間）は登校できません。また、平熱（37.4度以下）となった日を解熱0日目として、平熱（37.4度以下）の日が2日間経過しないと登校できません。

豊田南中学校長 様

上記の通り発症から5日間を経過し、かつ、解熱後2日を経過したので、出席停止措置の解除をお願いします。

令和 年 月 日

保護者氏名

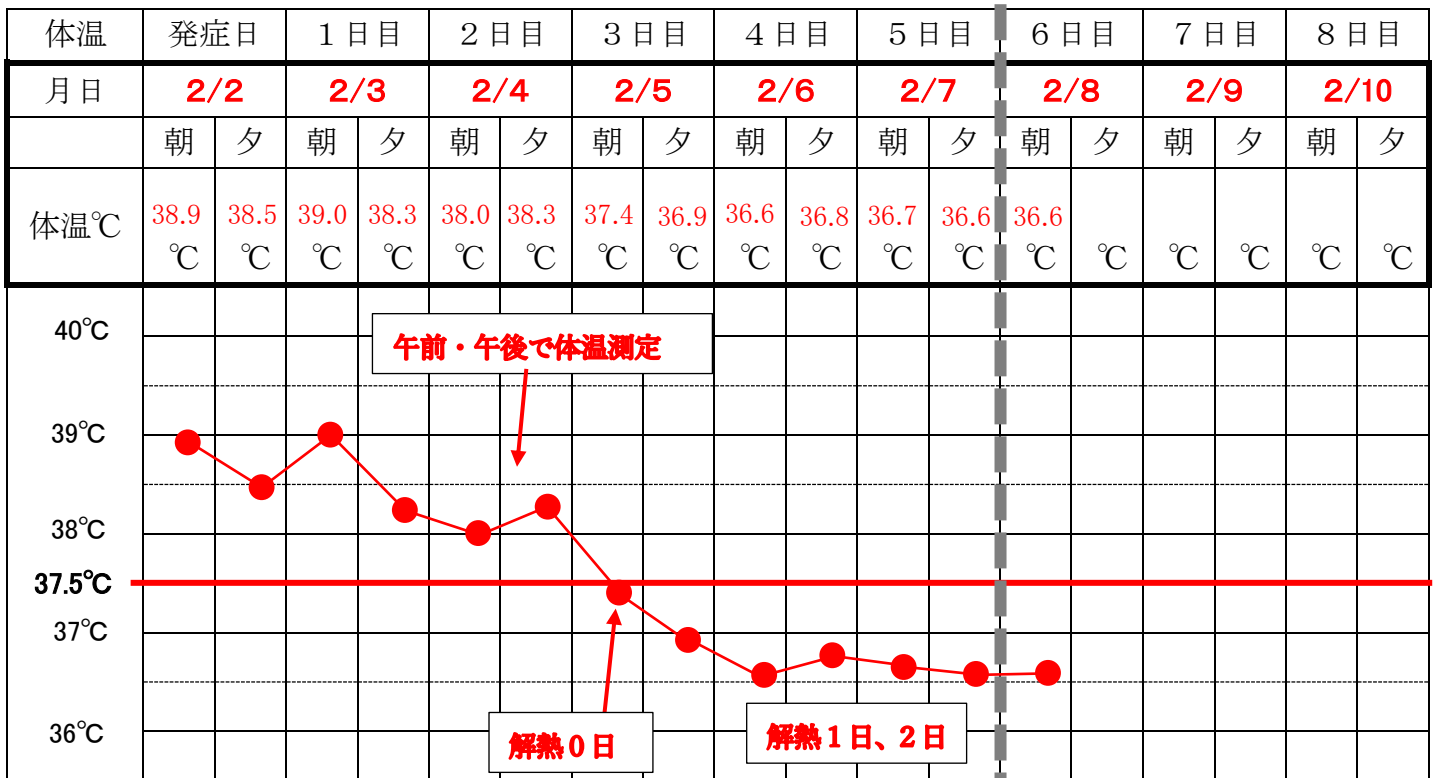
インフルエンザ経過観察表

学校保健安全法施行規則第19条 第2号インフルエンザ（新型インフルエンザ・鳥インフルエンザ等を除く）の出席停止期間は、『発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで』とされています。そこで、下記の体温記録表に体温を記入し、発熱の経過を観察してください。出席停止期間を経過しましたら、最下部の枠内に日付と保護者氏名を記入し、学校へ提出してください。

保護者記入欄

磐田市立豊田南中学校 3年3組 氏名： 磐田 花子

体温記録表（体温を測定して記入し、折れ線グラフを作ってください）



この日までは必ずお休みとなります

8日目以降も熱が下がらない場合や気になる症状等がありましたら、かかりつけ医を再受診

- ※体温は午前と午後の1日2回測定してください。
- ※発症した日を0日として、そこから5日間（計6日間）は登校できません。また、平熱（37.4度以下）となった日を解熱0日目として、平熱（37.4度以下）の日が2日間経過しないと登校できません。

豊田南中学校長 様

上記の通り発症から5日間を経過し、かつ、解熱後2日を経過したので、出席停止措置の解除をお願いします。

令和 2 年 2 月 8 日

保護者氏名 磐田 太郎

登校可能日と保護者氏名を記入